

目 次

1	指針策定の背景	2 P
2	指針策定の目的	3 P
3	指針の推進期間	3 P
4	地域コミュニティの現状と課題	
	(1) 人口	4～ 7 P
	(2) 地域コミュニティの状況	8～11 P
5	地域コミュニティが進むべき方向性	
	(1) 基本理念	12 P
	(2) 地域コミュニティの目指す姿	13 P
	(3) 地域コミュニティ組織の在り方	14～15 P
6	地域コミュニティが取り組むもの	
	(1) 運営体制の確保、状況に応じた運営や活動内容の見直し	16 P
	(2) 課題の把握・情報の発信と共有	16 P
	(3) 顔の見える共助活動の充実	17 P
	(4) 多様な主体との連携	17 P
7	中間支援組織が取り組むもの	
	(1) 積極的な情報収集と発信	18 P
	(2) 相談・コーディネート機能の拡充	18 P
	(3) 組織力強化・ひとづくり機会の充実	18～19 P
8	行政が取り組むもの	
	(1) 地域コミュニティに対する支援	20 P
	(2) 情報共有、公開の充実	20 P
	(3) 中間支援組織機能の充実に向けた支援	20 P
	(4) 職員理解と参加の促進	21 P
<参考>	検討の経緯	22 P

地域コミュニティとは

- 総務省の「コミュニティ研究会」第1回研究会（平成19年2月7日）参考資料では、「コミュニティ」を「（生活地域、特定の目標、特定の趣味など）何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）」とし、この中で、「共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団によるコミュニティ」を特に「地域コミュニティ」としています。
- 上記、コミュニティ研究会における定義を参考に、本指針においては白老町内で、そこに暮らす住民が構成員となって地域に根ざした活動を行っている町内会や地区町内会連合会などの地縁による団体に加え、文化や芸術、スポーツなど共通の事項に興味関心を持つ方々の団体並びに福祉やボランティア、まちづくりなど地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している団体を総じて「地域コミュニティ」とします。